

前橋市監査委員公表第19号

前橋市長から工事監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和5年11月13日

前橋市監査委員	根 岸 隆 夫
同	長 岡 敏 夫
同	須 賀 博 史
同	新 井 美咲子

建設部工事監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和5年4月12日～令和5年7月11日

措置通知書提出日 令和5年10月24日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：東部建設事務所】</p> <p>1 施工管理について（指摘事項）</p> <p>作業主任者の選任及び氏名等の周知について労働安全衛生法第14条及び労働安全衛生規則第18条では、事業者は、労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、労働安全衛生法施行令で定めるものについては、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮等を行わせるとともに、当該作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならないと規定している。</p> <p>しかし、防災・安全交付金（道路）道路改良工事（東建第3号）において、同施行令第6条第9号で定める掘削面の高さが2メートル以上となる地山の掘削の作業があるにもかかわらず、作業主任者の選任及び氏名等が関係労働者に周知されていなかった。</p> <p>作業主任者の選任及び氏名等の周知については、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則にのっとり、適正な施工管理を行うよう改善されたい。</p>	<p>監査結果を踏まえ、所内で作業主任者の選任及び関係労働者への周知について、法令順守及び再発防止を図るため、新たにチェックリストを作成した。</p> <p>また、担当及び係長の現場確認に当該チェックリストを使用するよう職員間で周知を行い、監査後に施工中の同様な工事において、指摘された事項が適正に行われていることを同チェックリストにより各々が確認した。</p>